

大阪府立大学動物実験規程実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府立大学動物実験規程（以下「規程」という。）にもとづき、動物実験の実施に必要な事項を定めるものとする。

(動物実験委員会)

第2条 大阪府立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成は、次表のとおりとする。

部 局 名	規程第6条第3項			
	1号委員	2号委員	3号委員	4号委員
工学研究科		1名		
生命環境科学研究科	1名	1名	1名	
理学系研究科		1名		
経済学研究科				1名
人間社会システム科学研究科				1名
看護学研究科				1名
総合リハビリテーション学研究科	1名			
高等教育推進機構				1名
研究推進機構	1名			

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の出席による会議に代えて、電子メールによる会議を開催することができる。
- 3 部局動物実験委員会の委員構成については、規程第6条第3項に準拠するものとする。

(動物実験実施者登録)

第3条 動物実験実施者及び飼養者は、毎年度、委員会による動物実験実施者登録（以下「実施者登録」という。）を受けなければならない。

- 2 実施者登録は、動物実験実施者登録申請書（様式第1号）により行う。
- 3 申請書の受付期日は、原則として毎年6月末とする。ただし、年度の途中で実施者登録を行う必要がある場合は、随時、受付け及び登録の手続きを行なうものとする。
- 4 前項にもとづき、委員長は申請内容を確認のうえ、動物実験実施者の登録を行い、動物実験実施者許可番号を付与する。ただし、規程第23条に定める教育訓練を受講していない者には、動物実験許可番号を付与しない。

(動物実験申請書)

第4条 規程第8条及び第9条に定める動物実験計画にかかる様式は、動物実験申請書（様式第2号）とする。

(申請書の部局審査)

第5条 動物実験責任者は、動物実験の申請をするときは、部局の動物実験委員会委員長（以下「部局委員長」という。）に申請書を提出し、部局における審査を受けなければならない。

- 2 部局動物実験委員会においては、提出された申請書にもとづき、規程第8条第1項に掲げる事

項について審査する。

- 3 部局委員長は、当該部局委員会において承認された申請書を研究推進課の担当者（以下「担当者」という。）に送付する。

（申請書の全学審査）

第6条 担当者は、委員長の指示にもとづき、部局委員長から提出のあった申請書を取りまとめ、委員会審査資料を作成する。

- 2 委員長は、月1回程度、前項の資料にもとづき、委員に審査を依頼する。
- 3 審査の結果、申請書に修正等が必要な場合は、動物実験責任者に再度提出を求めるものとする。
- 4 委員長は、委員会での審査結果にもとづき、承認又は不承認について起案し、学長の決裁を受ける。

（学長の決定通知）

第7条 規程第8条第2項及び第12条第2項に定める学長の決定は、動物実験計画（実験動物施設）の決定通知書（様式第6号）により通知する。

（実験の報告）

第8条 動物実験責任者は、毎年5月末までに、実施状況報告書（様式第2号）により、前年度における動物実験実施状況の報告を行なわなければならない。

- 2 前項の報告は、承認された実験計画内容が記載された動物実験申請書の後段に必要事項を記載することにより行なう。

（施設等の申請書）

第9条 規程第12条に定める施設等設置にかかる様式は、実験動物施設申請書（様式第3号）とする。

（施設の確認）

第10条 部局委員会は、年に1回程度、承認を受けた施設等について現地確認を行ない、必要な場合は改善等の指導を行なうものとする。

（施設の廃止）

第11条 規程第16条に定める施設等廃止にかかる様式は、実験動物施設廃止届（様式第4号）とする。

（実験動物の使用及び保管に関するマニュアル）

第12条 実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関するマニュアルについて、基準となる事項を次のとおり再掲する。

- (1) 文部科学省が定める基本指針（別添1）
- (2) 環境省が定める飼養保管基準（別添2）
- (3) 日本学術会議が定めるガイドライン（別添3）

（情報の提供）

第13条 実験動物の譲渡等にあたり、譲渡先に提供しなければならない情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実験動物の生理・生態、習性について
- (2) 適正な飼養及び保管方法について

- (3) 微生物学的品質について
- (4) 感染性の疾病について

(逸走動物の捕獲等)

第14条 逸走した実験動物の捕獲方法について、基準となる事項は、別紙第1のとおりとする。
2 人に危害を加える恐れのある実験動物が施設外に逸走した場合の関係機関の連絡体制については、別紙第2のとおりとする。

(緊急時の対応)

第15条 地震、火災等の自然災害及び実験動物の集団感染発生時等の緊急時に執るべき措置の計画基準は、別紙第3のとおりとする。

(教育訓練)

第16条 規程第23条にもとづく教育訓練は、原則として毎年6月と10月に、委員会が開催するものとする。

(自己点検の結果報告)

第17条 規程第24に定める自己点検・評価の項目等は、別紙第4のとおりとする。

(下等動物実験の報告)

第18条 魚類及び両生類を実験に用いる者は、規程第17条第2項及び第26条第2項により、毎年5月末までに、下等動物実験報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月11日から施行し、平成30年7月1日から適用する。